

2023年5月24日

各 位

会社名 東洋建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先 経営管理本部総務部長 時水 久
(TEL 03 - 6361 - 5450)

当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度 の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年より導入し、2020年に内容の一部改定をしております業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の改定に関する議案を2023年6月下旬開催予定の第101回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、取締役及び執行役員（社外取締役及び国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、当社が拠出する報酬額を原資として信託を通じて当社株式が取得され、当該信託を通じて当社の業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

当社は、2023年3月23日付「中期経営計画の策定について」にてお知らせいたしましたとおり、2023年度を初年度とする5ヵ年の中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）を公表いたしました。本制度の改定は、取締役等に対する本中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けをより明確にし、取締役等の報酬と当社業績の間により連動性を持たせ、中長期的な業績及び企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的としており、株主の皆様との利害価値共有を深めることにつながるものです。

このため、対象となる期間（以下「本制度の対象期間」という。）について、当社が現在掲げている本中期経営計画の最終年度である2028年3月31日で終了する事業年度を含めた、5事業年度とするとともに、本制度の対象期間終了後の新たな対象期間を中期経営計画の計画期間に対応する事業年度に改定するものであります。

① 本制度の対象期間

改定前	改定後
<p><u>2020年3月31日</u>で終了する事業年度から <u>2023年3月31日</u>で終了する事業年度まで (<u>4</u>事業年度)</p> <p>なお、今回の本制度の対象期間終了後は、<u>3</u>事業年度を対象とする。</p>	<p><u>2024年3月31日</u>で終了する事業年度から <u>2028年3月31日</u>で終了する事業年度まで (<u>5</u>事業年度)</p> <p>なお、今回の本制度の対象期間終了後は、<u>中期経営計画の計画期間</u>に対応する事業年度を対象とする。</p>
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>本制度の改定は、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けをより明確にし、中長期的な業績及び企業価値の向上に対する貢献意識を高めるため、本制度の対象となる期間を中期経営計画の最終年度である2028年3月31日で終了する事業年度を含めた、5事業年度とするものです。</p> <p>なお、今回の本制度の対象期間終了後は、中期経営計画の計画期間に対応する事業年度が新たな対象期間となります。</p>	

② 当社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
<p><u>3</u>事業年度を対象として<u>340</u>百万円</p> <p>ただし今回の対象期間については、<u>4</u>事業年度を対象として<u>454</u>百万円</p>	<p><u>5</u>事業年度を対象として<u>565</u>百万円</p> <p>ただし今回の対象期間終了後は<u>1</u>事業年度毎の上限を<u>113</u>百万円とし、<u>113</u>百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額とする。</p>
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>本制度の対象期間を改定することに伴い、金員の上限も併せて改定するものです。なお、改定後の1事業年度毎の金員の上限は改定前の水準を維持します。</p>	

③ 取締役等が取得する当社株式数の上限

改定前	改定後
<p>《<u>1</u>事業年度毎》</p> <p>240,000ポイント(株)</p> <p>《<u>3</u>事業年度からなる対象期間》</p> <p><u>720,000</u>ポイント(株)</p> <p>《<u>4</u>事業年度からなる対象期間》</p> <p><u>960,000</u>ポイント(株)</p>	<p>《<u>1</u>事業年度毎》</p> <p>240,000ポイント(株)</p>
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>本制度の対象期間を改定することに伴い、取締役等が取得する当社株式数の上限も併せて改定するものです。なお、改定後の1事業年度毎の当社株式数の上限は改定前の水準を維持します。</p>	

2. 本制度改定に係るその他の事項

(1) 株式の取得方法

本制度改定に伴う当社株式の追加取得は、株式市場からの取得とするため、株式の希薄化は生じません。

(2) クローバック条項

取締役等の在任期間中に、会社に損害を及ぼす重大な不適切行為があった場合には、役員指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。

(3) その他

本制度における業績達成条件の内容や業績連動掛率（連結営業利益等の各業績目標の達成度等に基づき、役員指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の決議により0～150%の範囲で決定）や、取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（業績評価対象期間終了後に交付）等の内容に変更はございません。

以 上